

等級ごとの職員数の公表（令和6年4月1日）

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	43	12.9	主事	41	204	61.1	係員級
				技師	2			
				主事補	0			
				計	43			
2級	主任の職務	38	11.4	主任	38	55	16.5	係長級
				計	38			
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	123	36.8	主査	39	53	15.9	課長補佐級
				副主査	84			
				計	123			
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	55	16.5	副主幹	12	22	6.6	課長級
				主査	43			
				計	55			
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	53	15.9	課長補佐	28	4	1.2	
				主幹	25			
				計	53			
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 困難な業務を分掌する課長補佐の職務 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	18	5.4	会計管理者	1	10	3.0	
				課長	13			
				事務局長	1			
				支所長	2			
				課長補佐	1			
				計	18			
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	4	1.2	課長	4	0	0.0	
				計	4			
				合計	334			

給料表（2）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0.0	技能労務職員	0	4	40.0	技能労務職員級
				計	0			
2級	技能労務職員の職務	4	40.0	技能労務職員	4	6	60.0	副主任技能労務職員級
				計	4			
3級	副主任技能労務職員の職務	6	60.0	副主任技能労務職員	6	0	0.0	主任技能労務職員級
				計	6			
4級	主任技能労務職員の職務	0	0.0	主任技能労務職員	0	0	0.0	
				計	0			
合計		10	100.0					

給料表（3）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0.0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0.0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100.0	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0.0	病院長	0
				計	0
合計		1	100.0		